

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公開番号】特開2019-73540(P2019-73540A)

【公開日】令和1年5月16日(2019.5.16)

【年通号数】公開・登録公報2019-018

【出願番号】特願2019-7257(P2019-7257)

【国際特許分類】

A 01 N 59/08 (2006.01)

A 01 N 25/02 (2006.01)

A 01 P 3/00 (2006.01)

A 01 N 25/00 (2006.01)

【F I】

A 01 N 59/08 A

A 01 N 25/02

A 01 P 3/00

A 01 N 25/00 101

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月29日(2019.7.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

亜塩素酸を含む殺菌剤であって、該殺菌剤は、亜塩素酸を含み、かつ亜塩素酸塩を含まない水溶液に、無機酸、無機酸塩、無機水酸化物、有機酸又は有機酸塩のうちのいずれか単体又は2種類以上の単体若しくはこれらを併用したものを加えることによって製造されるものである、殺菌剤。

【請求項2】

前記殺菌剤が、pH値を3.2から7.0までの範囲内に調整されることを特徴とする、請求項1に記載の殺菌剤。

【請求項3】

前記無機酸は、炭酸、燐酸、ホウ酸又は硫酸であることを特徴とする請求項1または2に記載の殺菌剤。

【請求項4】

前記無機酸塩は、炭酸塩、燐酸塩又はホウ酸塩であることを特徴とする請求項1~3のいずれか1項に記載の殺菌剤。

【請求項5】

前記炭酸塩は、炭酸ナトリウム、炭酸カリウム、炭酸水素ナトリウム又は炭酸水素カリウムであることを特徴とする、請求項4に記載の殺菌剤。

【請求項6】

前記燐酸塩は、燐酸水素二ナトリウム、燐酸二水素ナトリウム、燐酸三ナトリウム、燐酸三カリウム、燐酸水素二カリウム又は燐酸二水素カリウムであることを特徴とする、請求項4または5に記載の殺菌剤。

【請求項7】

前記ホウ酸塩は、ホウ酸ナトリウム又はホウ酸カリウムであることを特徴とする、請求

項 4 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の殺菌剤。

【請求項 8】

前記無機水酸化物は、水酸化ナトリウム又は水酸化カリウムであることを特徴とする請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の殺菌剤。

【請求項 9】

前記有機酸は、コハク酸、クエン酸、リンゴ酸、酢酸又は乳酸であることを特徴とする、請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の殺菌剤。

【請求項 10】

前記有機酸塩は、コハク酸ナトリウム、コハク酸カリウム、クエン酸ナトリウム、クエン酸カリウム、リンゴ酸ナトリウム、リンゴ酸カリウム、酢酸ナトリウム、酢酸カリウム、乳酸ナトリウム、乳酸カリウム又は乳酸カルシウムであることを特徴とする、請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の殺菌剤。